

日時：令和8年7月9日（木）
13時30分から15時30分
場所：横浜市役所18階 なみき9～12

第56回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

- (1) 委員の交代について

【資料1】横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

2 議事

- (1) 公共交通機関の施設における大型ベッド基準化の検討について

【資料2】公共交通機関の施設における大型ベッド基準化の検討について

【別紙2-1】専門委員会〔公共交通部門〕委員名簿

3 報告

- (1) 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

【資料3】横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

【別紙3-1】大型ベッド基準化に係る市民意見募集の実施について

- (2) 横浜市福祉のまちづくり推進指針の策定について

【資料4】横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和8年度～12年度）の策定について

- (3) 令和7年度及び令和8年度 福祉のまちづくり推進事業について

【資料5】令和7年度福祉のまちづくり推進事業の報告及び令和8年度予算概要について

【別紙5-1】令和8年度予算概要

【別紙5-2】「ちがうことは自然なこと」こどもリーフレット

【別紙5-3】「ちがうことは自然なこと」こどもリーフレット（教師用解説書）

4 その他

《参考資料》

【参考資料1】ふくまちガイド令和8年度～12年度

【参考資料2】ふくまちガイド令和8年度～12年度（別冊もっともっとアクション編）

第15期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿

資料 1

(任期：令和7年7月15日～令和9年7月14日)

(敬称略、50音順)

令和8年7月1日現在

新

新

新

新

区分	氏 名 (敬称略)	ふりがな	所属 肩書き
事業者	有泉 絵美	ありいずみ えみ	一般社団法人神奈川県建築士会 常任理事
事業者	板橋 由紀	いたばし ゆき	横浜商工会議所 議員
市長が必要と認めるもの	太田 俊己	おおた としき	市民公募
学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授
関係団体	岡田 江里子	おかだ えりこ	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 幹事
関係団体	岡田 哲也	おかだ てつや	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長
関係団体	小堤 健司	おづつみ けんじ	一般社団法人神奈川県バス協会 常務理事
関係団体	音田 園恵	おんだ そのえ	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事
関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会)
事業者	国分 宏樹	こくぶ ひろき	東日本旅客鉄道株式会社 横浜事業本部 総務部 経営戦略ユニット 担当課長
関係団体	高橋 明代	たかはし あきよ	横浜市脳性マヒ者協会 事務局次長 (公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会)
関係行政	高橋 章	たかはし あきら	神奈川県警察本部 交通総務課長
関係団体	高橋 敬太郎	たかはし けいたろう	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部 担当部長
事業者	田島 文男	たじま ふみお	一般社団法人横浜市建築士事務所協会 理事長
市長が必要と認めるもの	田村 清香	たむら さやか	一般社団法人ラシク045 (NPO法人びーのびーの)
学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授
関係団体	松村 光雄	まつむら てるお	公益財団法人横浜市老人クラブ連合会 副理事長
事業者	水野 千鶴	みずの ちづる	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
事業者	森田 憲和	もりた のりかず	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部事業統括課長
関係団体	山崎 美和	やまざき みわ	一般社団法人横浜市聴覚障害者協会 理事 (公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会)
関係団体	山根 則子	やまね のりこ	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会)
市長が必要と認めるもの	和久井 真糸	わくい まいと	市民公募

公共交通機関の施設における大型ベッド基準化の検討について

1 経緯

令和7年度、計3回の専門委員会〔建築物部門〕を開催し、建築物における大型ベッドの設置について検討を進めてまいりました。前回の会議では、市民意見募集の実施についてご報告差し上げたところです。

現在、長時間の滞在が見込まれる一定規模以上の施設に、大型ベッドを1台以上設置する方向で自主基準の整理を進め、令和8年10月の施行を予定しております。

これらの検討の過程において、推進会議や市民意見募集では、鉄道駅をはじめとする多くの人が利用する公共交通機関の施設についても設置を検討すべきとの意見が寄せられました。

令和8年度は、こうした状況を踏まえ、公共交通機関の施設における大型ベッドの設置のあり方について検討を行うため、新たに専門委員会〔公共交通部門〕を設置し、検討を開始いたします。

2 委員会概要

(1) 委員について

学識経験者、鉄道事業者及び大型ベッドの利用が想定される関係団体の委員により構成します。

（【別紙】2－1 参照）

(2) 対象区分について

市内鉄道駅

(3) 検討内容について

対象駅や整備基準等について検討を行います。

3 スケジュール

今後のスケジュール（予定）

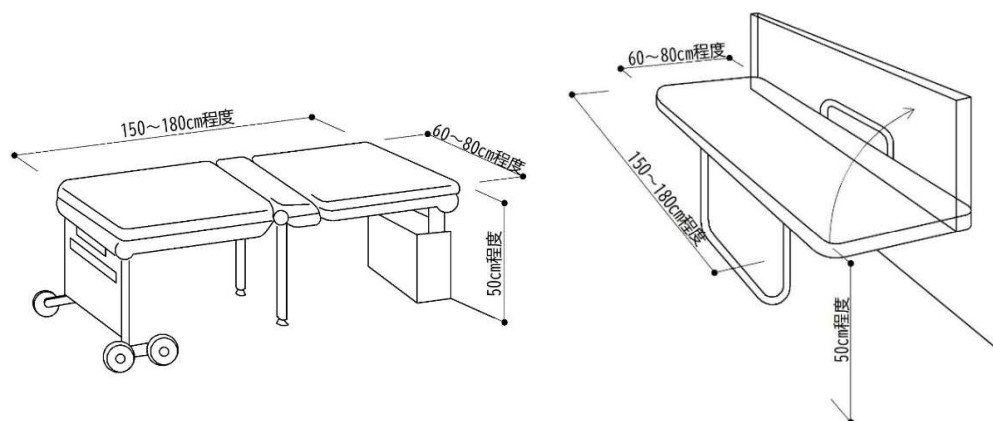
- ・ 8～11月 専門委員会を2～3回開催
- ・ 12月 第57回推進会議
- ・ 令和9年 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則及びマニュアルの改正

4 参考

大型ベッドについて

大人も横になれるサイズのもので、介助によって高齢者、障害者（幼児を含む）の着替え、おむつ交換、排泄（自己導尿）等を行う際に使用されるものです。

（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋）



横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会〔公共交通部門〕委員名簿
(任期：令和８年８月24日～令和９年７月14日)

(敬称略)

区分	氏 名 (敬称略)	ふりがな	所属 肩書き
学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授
学識経験	橋本 美芽	はしもと みめ	東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教授
学識経験	川内 美彦	かわうち よしひこ	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
事業者	国分 宏樹	こくぶ ひろき	JR東日本 横浜支社企画総務部経営戦略ユニット 担当課長
事業者	森田 憲和	もりた のりかず	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部事業統括課 課長
事業者	目黒 邦夫	めぐろ くにお	東急電鉄株式会社 工務部施設課 主査
事業者	榎谷 幸一郎	まさや こういちろう	相模鉄道株式会社 施設部設備課 課長
関係団体	岡田 江里子	おかだ えりこ	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事
関係団体	山根 則子	やまね のりこ	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会)

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正概要について

1 概要

令和7年度に、計3回の専門委員会〔建築物部門〕を開催し、建築物における大型ベッドの設置について検討を進めてまいりました。

現在、長時間の滞在が見込まれる一定規模以上の施設については、大型ベッドを1台以上設置する方向で自主基準を整理し、令和8年10月の施行を予定しています。

横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」という。）改正の概要についてご報告いたします。

2 スケジュール

(1) これまでの経過

令和7年1月21日	第54回 推進会議にて検討開始の報告
9月22日	第1回 専門委員会開催
11月6日	第2回 専門委員会開催
12月15日	第55回 推進会議にて市民意見募集の実施について報告
令和8年1月31日 ～3月1日	市民意見募集の実施
3月24日	第3回 専門委員会開催
7月9日	第56回 推進会議にて市民意見募集の結果について報告

(2) 今後のスケジュール（予定）

- ・10月1日 規則改正 公布及び施行
施設整備マニュアル〔建築物編〕の改正

3 改正概要

大型ベッドの仕様等について、下記のとおり規定し、規則およびマニュアル改正を行います。

・指定施設整備基準

規則において、バリアフリー法より高い水準として定めるもの。

事前協議により、基準に沿った整備がなされるよう指導する。

・望ましい整備

備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なものとして位置づけ、マニュアルにおいて整備を誘導するもの。

(1) 大型ベッドの仕様について

種類	説明
指定施設整備基準	長さ 150cm 以上 × 幅 60cm 以上
望ましい整備	長さ 180cm 以上、高さ 45～50cm とすることが望ましい

ア 設置数

種類	説明
指定施設整備基準	下記のイに該当する施設に大型ベッドを 1 以上設置すること
望ましい整備	建築物の用途や規模に応じて、複数設けることが望ましい

イ 対象となる施設の用途と規模

用途	規模 (駐車場を除く不特定多数利用床面積) *	
	国、県又は 市町村の建築物	左記以外のもの
官公庁施設	2,000 m ² 以上	—
図書館、博物館等、動物園等、集会場及び公会堂等		5,000 m ² 以上
医療施設（無床診療所除く）		
運動施設、劇場等、展示場		
商業施設		
複合施設（上記の用途が混在する施設）	5,000 m ² 以上	

- * 不特定多数利用床面積について
不特定多数利用床面積とは、不特定かつ多数の者等の利用が想定される床面積の合計です。
一般の人の自由な出入りを想定しないバックヤード等を含みません。
なお、大型ベッドの設置の算定にあたっては、駐車場を除く不特定多数利用床面積を用います。

(3) 標識について

種類	説明
指定施設整備基準	便所の付近に設ける標識には、大型ベッドがあることを表示すること

(4) 案内設備について

建築物内の案内板に、大型ベッド等の設備について表示を行うことを規定します。

種類	説明
指定施設整備基準	建築物内の案内板には、大型ベッドについても表示をおこなうこと

(5) 便房内のスペースについて

便房内のスペースについて、車いす使用者や介助者が円滑に利用できるよう整備を誘導します。

種類	説明
望ましい整備	大型ベッドを展開した状態で直径 150cm 以上の円を確保することが望ましい また、2,000 m ² 以上の建築物の場合は、直径 180cm 以上の円を確保することが望ましい

「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正等に係る意見公募」 の実施結果について

「建築物」に関する規則及び「施設整備マニュアル〔建築物編〕」の一部改正にあたり、市民意見募集を実施しました。市民の皆様から、貴重な御意見をいただきましたことに御礼申し上げます。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 実施概要

- (1) 意見募集の期間
令和8年1月31日（土）から令和8年3月1日（日）まで
- (2) 意見提出方法
電子メール、郵送、FAX（ファクシミリ）

2 実施結果

- (1) 意見総数
3件
- (2) いただいた意見の内容及び対応

	意見要旨	対応
1	必要なときだけトイレに運び込める移動式ベッドを用意しておく方法も有効。 固定式に次ぐ選択肢として位置付けられるとよい。	移動式ベッドを用いた整備手法については、大型ベッドの設置が難しい場合の選択肢として、施設整備マニュアルの「市民の声」として掲載し、普及を図ります。
2	移動式ベッドを用いる方法もある。このような整備手法についても普及を図るとよい。	
3	多くの人が利用する鉄道の駅、バスターミナル等への設置も検討を進めてほしい。	駅等への設置については、今後、公共交通機関における施設の整備基準の見直しを図る際の参考とさせていただきます。

横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和8年度～12年度）の策定について

1 趣旨

令和8年度から12年度を期間とする新たな「横浜市福祉のまちづくり推進指針*」（ふくまちガイド令和8年度～12年度）を策定しました。

本指針の策定にあたりましては、推進会議及び小委員会の委員の皆さまに、多大なる御協力を賜り、誠にありがとうございました。

本指針の周知・広報の状況について、下記のとおり報告いたします。

* 横浜市福祉のまちづくり条例第12条に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針

2 周知先

- (1) 各区 福祉保健課、高齢障害支援課、こども家庭支援課
- (2) 市民情報センター（市役所3階）
- (3) 地域ケアプラザ
- (4) 横浜市社会福祉協議会
- (5) 推進会議（下部組織を含む）の委員、事業者及び関連団体
- (6) 市内各学校 ※近日予定
- (7) その他
掲載関係者、市民ヒアリング参加者、市内鉄道・バス事業者
各区 市民活動支援センター・国際交流ラウンジ・地域子育て支援拠点
中央図書館、市立図書館、議会局市会図書室、国会図書館、市立大学図書館
神奈川県「県政情報センター」 ほか

3 配架先

- (1) 各区役所 広報相談係
- (2) 地域ケアプラザ
- (3) 横浜市社会福祉協議会（市・区）
- (4) 市民情報センター（市役所3階）

4 その他

周知・配架先からは、下記のようなご意見や反応がありました。

また、区広報相談係から100部単位での追加送付の依頼を受けています。

	内容
委員	これからの社会に必要な分かり易いガイドができた。
	区役所の広報棚に置かれているのを見かけた。在庫がなくなったら、追加配布があるか。
	今後の啓発活動はどのようにしていくか。
事業者	バス事業者より、市内定期券販売窓口の一部にて、ふくまちガイド配布と、デジタルサイネージ掲出について協力の申し出があった。
市民活動支援センター	とても分かりやすく、伝えやすい冊子。当センターにて開催予定の講座の参加者に配布したい。（別冊25部）
	区民活動交流会にて配布したい。（別冊50部）

令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度予算概要について

■ 令和 7 年度福祉のまちづくり推進事業の報告

1 福祉のまちづくり推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

ア 推進会議の開催（2 回）

第 54 回推進会議 議題

- ・会長及び副会長の選出
- ・次期福祉のまちづくり推進指針素案について
- ・次期福祉のまちづくり推進指針素案の市民意見公募について

第 55 回推進会議 議題

- ・次期福祉のまちづくり推進指針原案について
- ・大型ベッド基準化に係る市民意見募集の実施について

イ 専門委員会（建築物部門）の開催（3 回）

- ・大型ベッドの自主基準化について

ウ 専門委員会（課題解決部門）の開催（2 回）

- ・「合理的配慮の提供」に関する資料について

エ 小委員会の開催（3 回）

次期福祉のまちづくり推進指針（骨子・素案・原案）について

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施しました。

（参考）令和 7 年度協議終了件数 562 件 うち適合件数 137 件

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 福祉のまちづくり推進指針（令和 8 年度～12 年度）の策定

イ 福祉のまちづくり推進指針 P R 動画の放映

新横浜駅に設置されているデジタルサイネージに『ふくまちガイド実践編』の概要を紹介した 15 秒の動画を放映しました。

ウ こどもリーフレットの作成

未来を担う子どもたちが、社会モデルの考え方を学び、共生社会の実現に向けた意識と行動を育

むことを目的として、市民との協働により小学生向けのリーフレットを作成しました。

あわせて、教員向けの指導資料を提供するとともに、教育現場と連携した出前授業などの取組を進めています。



エ 新採用職員研修の実施（総務局主催）

- (ア) 日時：令和8年4月1日（水）
- (イ) テーマ：インクルーシブなまちづくり
- (ウ) 講師：和久井 真糸 氏（福祉のまちづくり推進会議委員）
古川 実利 （横浜市職員）
- (I) 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 635 人

オ 福祉のまちづくり研修

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いすを用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施しました。

- (ア) 日時 令和7年11月19日（水）および20日（木） 13時00分～17時15分
- (イ) 受講者 合計36名（1日目：17名、2日目：19名）
 - 内訳 本市職員…24名、市職員以外…12名
 - （うち事務8名、建築16名、土木5名、福祉3名、技術2名、その他2名）
- (ウ) 内容
 - ・トイレセミナー（TOTO）
 - ・車いす体験
 - ・車いすユーザーによる講話
 - ・グループワーク

カ 福祉のまちづくり研修会

- (ア) 日時 令和7年12月10日（水） 14時00分～16時30分
- (イ) 受講者数 25名
 - 内訳 本市職員…15、市職員以外…10名
 - （うち事務3名、建築12名、土木1名、技術1名、その他8名）

(ウ) 内容

- ・合理的配慮の提供と環境の整備
- ・小柴自然公園における当事者参画
- ・カラーバリアフリーについて

キ その他

(ア) 職員向けカラーバリアフリー研修

(イ) 横浜市視覚障害者福祉協会（生活福祉委員会・防災研修会）への説明会

(3) 車いす使用者用駐車区画等の適正利用推進

ア かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

・令和7年度市交付実績 1,647枚（累計 4,956枚）

R7内訳 身体障害者 504枚 知的障害者 80枚、精神障害者 18枚、難病患者 69枚、
高齢者等 336枚、 けが人等 10枚、妊産婦 610名、その他 20枚

（参考）令和7年度県交付実績 1,726枚（累計 2,390枚）

イ 優先駐車区画整備

・47区画の優先駐車区画を設置しました。（累計 78区画）

(ア) 本市所有施設：28区画

高齢者保養研修施設ふれーゆ、メモリアルグリーン、横浜美術館、赤レンガパーク、大さん橋
国際客船ターミナル、小柴自然公園

(イ) 民間商業施設（3か所）：19区画

相鉄ローゼン南万騎が原、相鉄ライフいずみ野、ゆめが丘ソラトス

2 ノンステップバス導入促進補助事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助しています。

・令和7年度補助台数：33台

（参考：市内バス事業者のノンステップバス保有台数と導入率）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保有台数（台）	916	935	920	915
導入率（％）	65.39％	67.81％	72.93％	78.25％

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助しています。

・ 令和 7 年度実績：京急神奈川新町駅 2 基

(参考：京急神奈川新町駅 今後設置予定)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
補助台数 (基)	2	0	1	0	1

(参考：横浜市内全駅における段差解消駅)

	市内全駅 (160 駅)	
	段差解消駅数	進捗率
令和 7 年度末 現在	154 駅	約 96.9%

■ 令和 8 年度福祉のまちづくり推進事業等の予算概要

【別紙】 5 - 1 参照

3 福祉のまちづくり推進事業等

本年度	前年度	増△減	
7,443万円	7,237万円	206万円	
本年度の財源内訳			
国	—	県	—
その他	1,577万円	市 費	5,866万円

事業内容

「横浜に関わる全ての人が互いに人権を尊重し、個人の尊厳を重んずること」を基本理念に、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的に捉え、福祉のまちづくりを推進します。

また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。

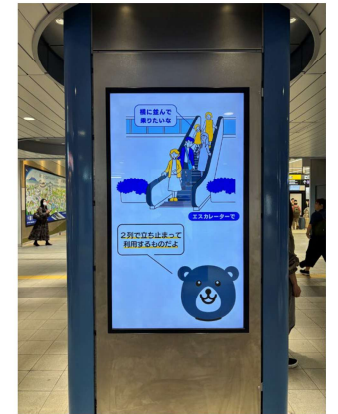
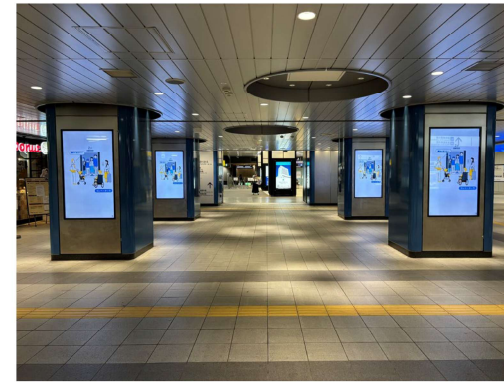


1 福祉のまちづくり推進事業 4,010万円 (4,233万円)

横浜市福祉のまちづくり条例、横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和8年度～12年度）に基づき、福祉のまちづくりを推進します。

- (1) 「福祉のまちづくり推進会議」等の開催による施策の検討
- (2) 福祉のまちづくりに関する広報・啓発等
- (3) 福祉のまちづくり条例対象施設についての事前協議・相談等
- (4) パーキング・パーミット制度の推進 【基金】

移動の際に配慮が必要な方に利用証を交付するとともに、優先駐車区画の確保を進めます。



(上) 【エスカレーターの安全利用のための取組】

(左から) 【ふくまちガイド（横浜市福祉のまちづくり推進指針）、施設整備マニュアル、優先駐車区画整備】

2 ノンステップバス導入促進補助事業

新中期

1,546万円（1,106万円）

誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（28台）

新中期

3 福祉有償運送事業

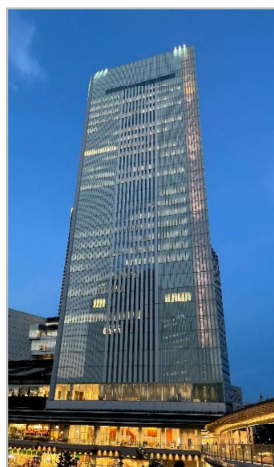
519万円（499万円）

福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。

4 再犯防止推進計画推進事業

81万円（99万円）

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性－横浜市再犯防止推進計画－」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。



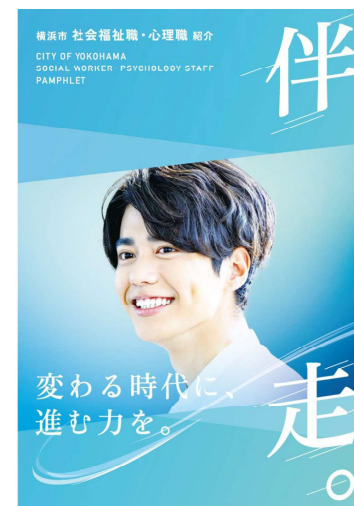
【“社会を明るくする運動”
強調月間市庁舎ライトアップ】

5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 1,287万円（1,300万円）

社会福祉職・保健師の専門性を向上させることを目的に、人材育成ビジョンに基づき研修プログラムを充実させ、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を行います。

また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動などを行い、優秀な人材の確保をさらに進めます。

【横浜市 社会福祉職・心理職紹介
「伴走。」パンフレット】



【横浜市 保健師紹介
「信頼。」パンフレット】

ふ



ちがうことは 自然なこと

みんなが住みやすい「まち」って
どんな「まち」？
身近なところから考えてみよう



ま

横浜市

ち

学校の中を見てみよう

最初は、身近な友達から…



自分の得意なことや苦手なことを書き出してみよう

ロールプレイング
ゲームは苦手だけど、

パズルゲーム
は得意!

字を読む
のは苦手だけど、

まんが
漫画
は好き!

てつぼう
鉄棒は苦手だけど、

水泳
は得意!

話す
のは苦手だけど、

作文
は得意!



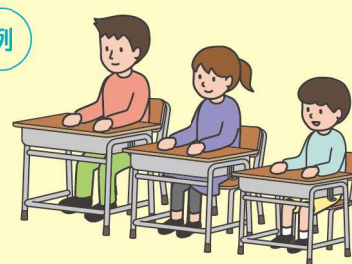
まわりの友達はどうかな? 自分と同じかな?

さがしてみよう! 学校たんけん



学校の中には、小学生の自分たちが使いやすいように工夫されているものがたくさんあるよ。

例



つくえ
机・いす



かいだん
階段の手すり



学校はみんながすごしやすいように工夫されているんだね。ほかにどんなものがあるか話し合ってみよう。

みんなの学校生活で

- 友達同士おたがいに理解し助け合う心
- 自分にとって使いやすく工夫されたものがあったら、すごしやすいよね。



さがしてみよう! まちたんけん



最後に見てね





まちの絵を見ながら、友達やおうちの人と
いっしょに見つけてみよう。

① どんな人が くらしているかな？

② バリアは どこにあるかな？

③ バリアを無くしている工夫は どこにあるかな？

④ 工夫があるところでも バリアができてしまうのは 为什么呢？

⑤ みんなのバリアを無くすには どうしたらいいかな？

いろいろな人がくらすまちの中で

- おたがいに理解し、みとめ合う気持ち
- 自分にとって使いやすく工夫されたもの

があったら、だれもがこまらないですごしやすいよね。



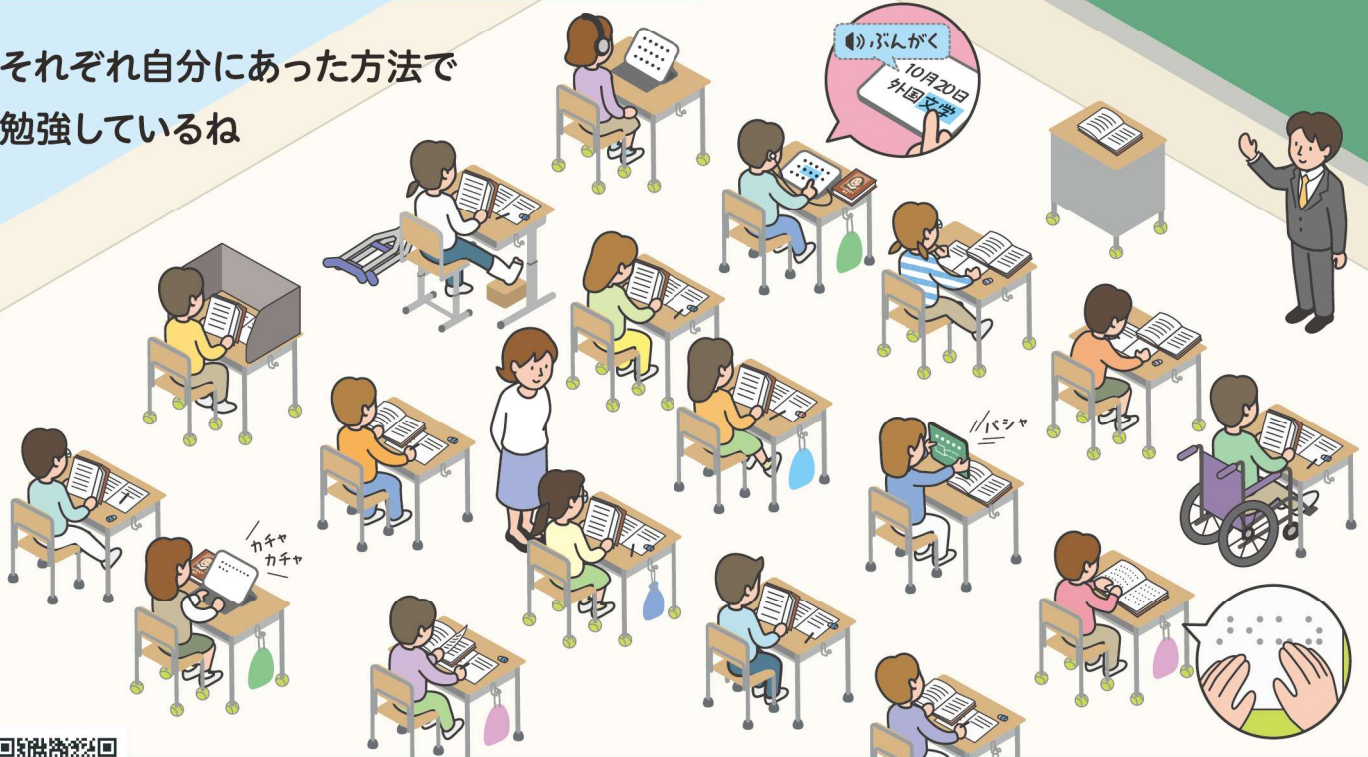
あれ？
わたしたちの学校生活と同じ!!!





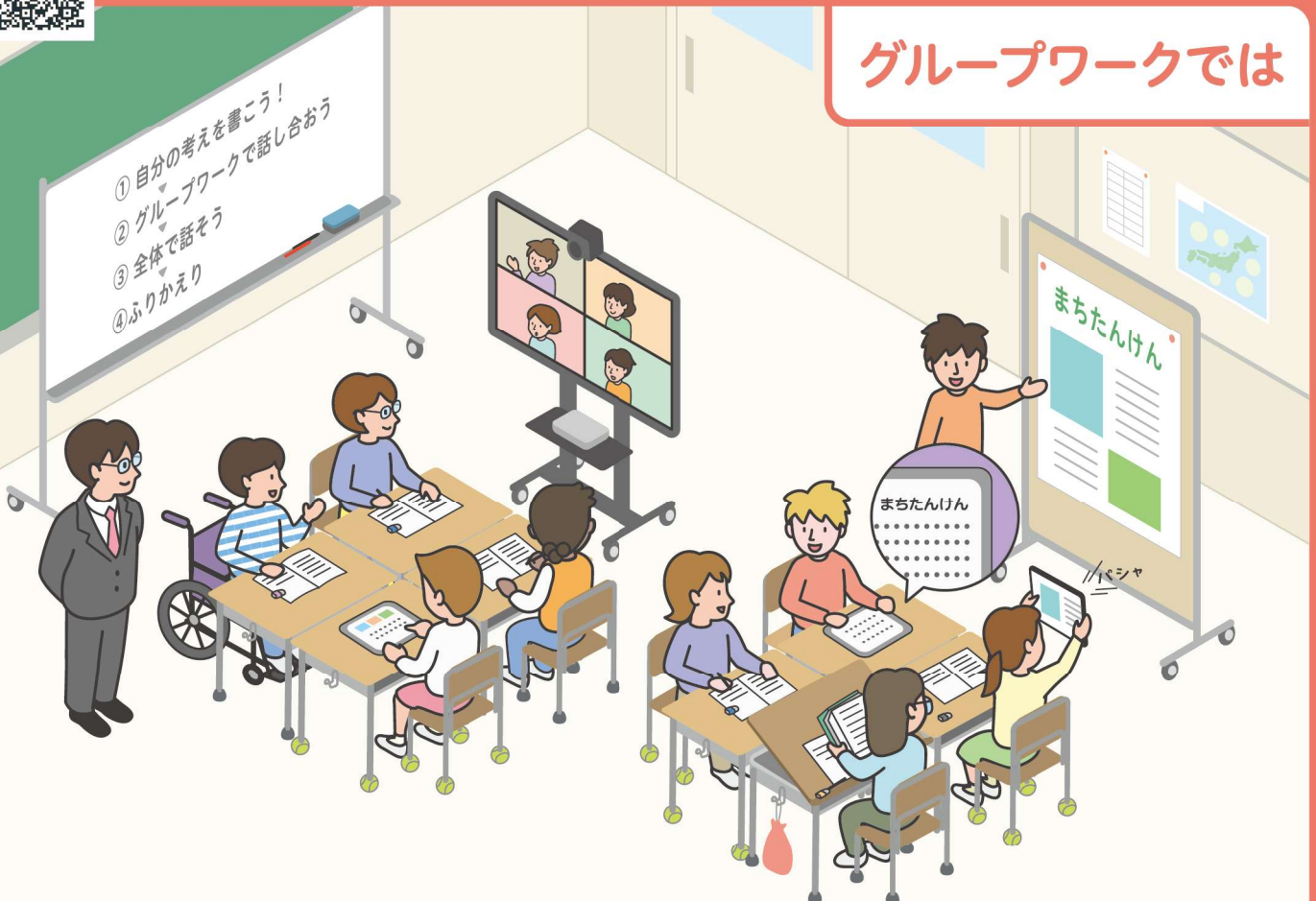
とある教室で ちがうことは 自然なこと

それぞれ自分にあった方法で
勉強しているね



◀ 最後に見てね

グループワークでは



お子さんと話してみよう

横浜市では、エレベーターを設け、段差をなくすなどといったハードのバリアフリーと、人の多様性を尊重し、偏見をなくすソフトのバリアフリーとが一体となった「福祉のまちづくり」を推進しています。

このパンフレットは、誰もが安心して暮らせる「まち」を目指すために、身近な学校と「まち」のなかに存在する障壁（バリア）について理解を深め、それは他人事ではなく、自分たちの生活の中にもあることに気づいていただけるよう、作成いたしました。

まちのなかでは、ハードのバリアフリーは進められてきましたが、様々な人たちが、お互いを認め合う（大切にする）気持ちがないことで、思い込みや偏見による差別という大きなバリアを無意識に作り出してしまうこともあります。

身近な家庭や学校生活、まちなかで、自分たちが直面している困りごとに対して、どんなバリアがあるのか、みんなで気づき、バリアをなくすために、皆さんそれぞれの立場で行動できることについて、お互いに話し合い、考えて頂ければ幸いです。



教師用解説書

ちがうことは
自然なこと

ここがわかる!

- ✓ ねらい
- ✓ 使い方
- ✓ 留意点



横浜市

はじめに

「ちがうことは自然なこと」こどもリーフレットは、児童の皆さんに、障害がモノや物理的な環境だけではなく、人の意識や習慣、制度などによっても生み出されるものであるという考え方を学び、全ての人の人権と尊厳が尊重される共生社会を実現するため、「社会モデル」の考え方に基づいた行動ができるようになることを目的に作成しました。

障害の「社会モデル」とは、

障害は、心身の機能障害と社会にあるモノや物理的な環境、人の意識や習慣、制度など様々な障壁＝社会的障壁（バリア）との相互作用によって生じるものであり、この**社会的障壁（バリア）を取り除くことは、社会の責務である**とする考え方で※。

※出典：こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省）

共生社会とは、すべての人が互いの人権や尊厳を大切にし、様々な状況や状態の人々が分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会です。※

※出典：ユニバーサルデザイン2020 行動計画

共生社会を作るためには、

- 社会モデルの考え方を理解し、日ごろから意識することが重要です。
- 社会的障壁（バリア）に気づいたときには、それを取り除くため具体的な行動を起こすことが重要です。
- 人によって社会的障壁（バリア）はそれぞれであり、また除去の方法も様々であることから、コミュニケーションを積極的に行い、どのような行動が必要なのかを理解することが重要です。

これらの考え方などを具体的に学ぶため、このリーフレットは以下のような構成となっています。

① 学校の中を見てみよう (P.1)

まず自分には「誰とも同じではない差異があること」を意識することから始まります。

🔍 さがしてみよう！ 学校たんけん (P.2)

学校でも、社会にある障壁（バリア）を無くし、自分たちに合った環境が整えられていることで、誰にとっても生活がしやすくなっていることを知ります。

② まちの中を見てみよう (P.3-5)

ここまでの学習を踏まえて「まち」にいる人の多様性や「まち」にいる人の意識や「まち」の環境が、どのようなときに障壁（バリア）があり、どのようなときに障壁（バリア）がないのかに気づいていきます。

③ ちがうことは自然なこと (P.6)

教室の中にも多様な自分たちに合った環境があって、どの子も同じスタートラインに立って授業を受けられることが「自然なこと」であることを理解していきます。



タイトルに込めた想い

今の社会では多様性の尊重と言われている一方で、社会的障壁によって、様々な場面で、困難に直面する人がいます。

こうした状況を解消していくためには、人と人との違いを認め合える共生社会を実現していくことが求められています。そこで共生社会構築の原点として、「ちがうことは自然なこと」としました。

後ろ向きなのはなぜ？

表情を想像してもらうことで、私たちがこれまで抱いてきた「障害」の概念を見直し、新しい視点で考えるきっかけとしてもraitたいからです。

1 学校の中を見てみよう



(P1~2) ねらい

障壁(バリア)は、自分たちの生活の中にもあることを意識すること。

使い方

P2最後にあるセリフの内容に気づけるように、クラス討議や児童の考え方を整理し、導いてください。



(P1) ねらい

同じクラスの中でも
自分と全く同じ人は
いないことに気づく

使い方

▶①の書き込み欄に、自分にどんな特性があるのか、自己分析をしてみます。

▶次に、②の書き込み欄を使いながら自分の特性が、お友達の特性と全く同じかどうかを考えていきます。



1 学校の中を見てみよう

最初は、身近な友達から…



自分の得意なことや苦手なことを書き出してみよう

1

ロールプレイング
ゲームは苦手だけど、

パズルゲーム
は得意!

字を読む
のは苦手だけど、

まんが
漫画
は好き!

てつぼう
鉄棒は苦手だけど、

水泳
は得意!

話す
のは苦手だけど、

作文
は得意!



まわりの友達はどうかな? 自分と同じかな?

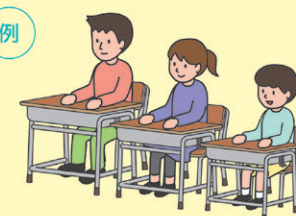
2

さがしてみよう! 学校たんけん



学校の中には、小学生の自分たちが使いやすいように工夫されているものがたくさんあるよ。

例



つくえ
机・いす



かいだん
階段の手すり



学校はみんながすごしやすいように工夫されているんだね。ほかにどんなものがあるか話し合ってみよう。

3

みんなの学校生活で

- 友達同士おたがいに理解し助け合う心
- 自分にとって使いやすく工夫されたものがあったら、すごしやすいよね。



(P2) ねらい

自分に合った環境があることで、
困らなくなっていることに気づく。

使い方

▶③の書き込み欄を使いながら、学校の設備が、自分たち(子どもの体格・理解力)に合わせた環境となっていることに気づくように導いてください。例えば次の点を意識しながら導くと容易になると考えられます。

机

大人の(先生の)机しかなかったら、勉強しやすいのか

図書室

低学年の人が読む本が棚の上の方にあったり、本が分類ごとに収納されていなかったら、読みたい本が困らず手に取れるのか

水道の蛇口

もし大人が使うくらいの高さにあったら、手洗い場には踏み台もなく、困らず手を洗えるのか

▶事例以外にも、児童の体格・理解力に合わせて作られている学校の設備について、自由に児童に考えてもらい、共有しあってください。

!! (P1) 留意点

①・②の目的は、自分の差異を確認することです。「他者の違い探し」にならないようにします。発表する場合も、他者の違いではなく、自分の違いを発表していくようにします。そして互いに理解し合うことから、さらに互いの違いに配慮した行動とは何かを具体的に考えてみることで進めたら、望ましいです。

!! (P2) 留意点

バリアフリーの設備(使いやすい道具)や配慮は、心身機能に障害がある人だけに必要なものと思われています。ところが心身機能に障害がなくても、その人の実情に合わせた環境(使いやすい道具など)や周囲の配慮がないときには、障壁(バリア)が生じてしまいます。学校内の環境を通じて、児童一人ひとりが自分事として考えられるようにすることが重要です。

2 まちの中を見てみよう



使い方

▶「まち」の風景から障壁（バリア）があるところを探してみます。まちの中には、心身機能に障害がない人が困りごとに直面している場面も記載しています。これらを見つけられることを目指します。

児童への声かけの例

「バスに乗ろうとしている車いすの人は困っているのかな？」 「その人は何で困っていないのかな？」
「歩ける人で困っている人はいないかな？」 「〇〇が障壁（バリア）になって困ってしまうんだね」

！ (P5の2) 留意点

ポイントは「心身機能の障害の有無に関係なく、障壁（バリア）によって困ることがある」ということです。困りごとの原因となる障壁（バリア）は、人の意識や環境にあるということを意識づけできるように導いてください。さらに地域やクラス、家庭にある障壁（バリア）はどこにあり、なぜできてしまうのか、解決方法などまで考えられると良いです。

🎯 (P3~5) ねらい

※個々の詳細な解説は次のページにあります

社会の人の意識や環境に目を向け、「障壁（バリア）」がどこにあるのかを発見し、「障壁（バリア）」はなぜできてしまうのかを考え、その解決方法にも意識がいくようになること。

解説

1 どんな人がくらしているかな？

まちには、さまざまな国籍や年代の人が描かれています。

<からだの状況>

子ども、大人、妊婦、耳が不自由、手足が不自由、目が不自由、外見ではわからない疾患がある人

<移動の仕方>

徒歩、ベビーカー、盲導犬、手動車いす、電動車いす、シニアカー、杖、白杖

2 バリアは どこにあるかな？

どこに障壁（バリア）があって困りごとができているのかを考えてください。 **！ 左ページの留意点参照**

階段、網目の広い格子状の蓋、路地の見通しをふさいでいる木の枝、音響設備のない信号など

3 バリアを無くしている工夫は どこにあるかな？

環境整備だけでなく、人の意識も含めて両面で探してみてください。

環境整備 スロープ、エレベーター・エスカレーターなど
環境整備+人の意識 タブレットの翻訳機能を使った会話、文字による会話など
人の意識 横断歩道での誘導、カウンターから外に出る接客など

4 工夫があるところでも バリアができてしまうのは 为什么呢？

環境整備（バリアフリー）があっても、そこに人が障壁（バリア）を作ってしまう個所を探してみてください。

スロープ上での二輪車の放置、エスカレーターを歩く人など

5 みんなのバリアを無くすには どうしたらいいかな？

この「まち」から障害をなくすには、どうしたらいいのかを考えてみてください。

例えば、階段しかないことが障壁（バリア）となっている場面は、スロープやエレベーターの設置といったハード整備が考えられますが、今すぐにできることではありません。将来的に整備することも必要ですが、周囲の人たちの協力で障壁（バリア）をなくすこともできます。今できる解決策を考えることも障壁（バリア）をなくす大きなポイントです。

1

徒歩で移動する人にとっても、状況によっては階段が障壁(バリア)となりますが、スロープを用意することで障壁(バリア)がなくなり、困りません。しかし設備によって障壁(バリア)を取り除いているにもかかわらず、その意味を知らず、障壁(バリア)を作り出してしまっているという状況を示しているのがこのイラストです。

一人ひとりが他者への配慮を意識して、マナーを守ることも障壁(バリア)を作らない重要なポイントです。

2

このイラストでは、2列で乗る親子に苛立っている人に着目してください。親子の後ろに立つ男性は、親子がエスカレーターの利用マナーに反していないのに、苛立っているのはなぜでしょうか、マナーに反する暗黙のルールのようなものが社会にあることについて考えてみるイラストです。

他者への配慮が欠けた行動が障壁(バリア)を作り出すことにつながると意識することが重要です。

3

ステージ上に手話通訳者を配置し、横のモニターに歌詞を表示(文字情報の提示)することで、聞こえない・聞こえにくい人にも障壁(バリア)がなく、ステージのパフォーマンスが伝わり、困らないことを示しているイラストです。

機能障害のあるなしに関わらず、その人の状況に合った配慮のある環境を整備することが大切です。



4

カウンターに届かない車いすの人にお店の人が対応しています。本来はローカウンターが整備されていることが望ましいですが、今現在その環境がないところを「商品を購入できる」という実質を担保するために人が対応していることを示しているイラストです。

人的配慮によって、障壁(バリア)を解消することができます。

5

樹木の手入れがされていないことで機能障害のない人にも障壁(バリア)ができて安全が脅かされる(困りごとができる)ことを示しているイラストです。

環境整備の不備が機能障害のあるなしに関わらず障壁(バリア)を作り出しています。

6

その人の状況により、代替手段がある人となない人がいます。エレベーターに乗っている人と、集まっている人たちの間に、どんな配慮があったら「誰にも困りごとがない状況を作ることができるのか」を考えてみるためのイラストです。

ここで注意をしなければならないのは「見た目では伝わらない機能障害(内部障害や一時的に具合の悪い人)がある人がいるかもしれない」ということです。歩ける人はエレベーターを降りて階段を使うべきだと簡単に考えるのではなく、互いのコミュニケーションがとても重要となる場面です。

皆が設備の意味を理解して、互いに配慮しあうことで障壁(バリア)を無くし、誰もが困ることなく円滑に目的の場所に到達できるようになります。

7

目が見えなくても記憶や経験により周囲の状況を把握でき、さらにバリアフリー製品の白杖を使って情報を取得することで、障壁(バリア)がなくなり、一人で移動できる人もいることを示しているイラストです。

バリアフリー製品(環境整備)によって、障壁(バリア)を解消することができます。

その他の解説は
こちらから



3 ちがうことは自然なこと



様々な人が同じスタートラインに立ち学んでいくために、それぞれ自分に合った学び方を選ぶことの重要性を理解し、それを互いに認め合えるようになること。

使い方

▶ 一人ひとりが「どんな環境があることで障壁(バリア)なく読書ができているのか」「障壁(バリア)なくグループ討議ができているのか」について、児童に発言してもらってください。

児童への声かけの例

「なんだかみんな違った方法で勉強しているみたいだね。
どんな勉強の方法があるのかな。」

心身機能に障害のある児童の学習方法に着目しがちですが、全ての児童(自分たち)に目を向けることができるように促してください。

P2で学習した「児童の体格に合わせた机」が、なぜ学校では用意されているのかを思い出してみてください。

▶ それぞれの違いに気づいたら、「なぜ一人ひとりの違いに合わせた環境があるのか」について考えてみます。

学校の中で共に成長していくには、スタート地点をそろえるための環境整備が必要であり、それを互いに認め合うことで誰にとっても障壁(バリア)のないクラスになっていくことを児童が実感できるように導いてください。

児童への声かけの例

「それぞれ違う方法で学習しているみたいだね。
何で、同じ方法じゃないんだろう。」

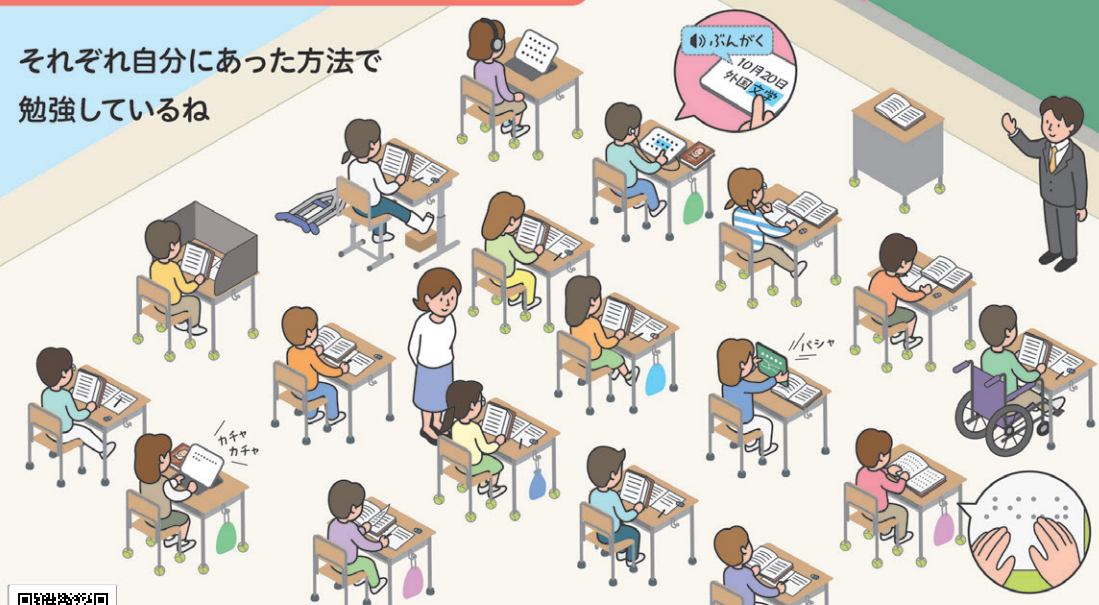
「一人ひとりに合わせた方法があると、
誰もが困らないで学習できるんだね。」

あえて自分と違う方法は「ずるいこと」なのかなと、問いかけてみてもいいです。

※事前に次ページの個々のキャラクターについての解説を参照いただき、その子が同じスタート地点に立つためには、なぜその環境が必要なのかについて理解したうえで導いてください。

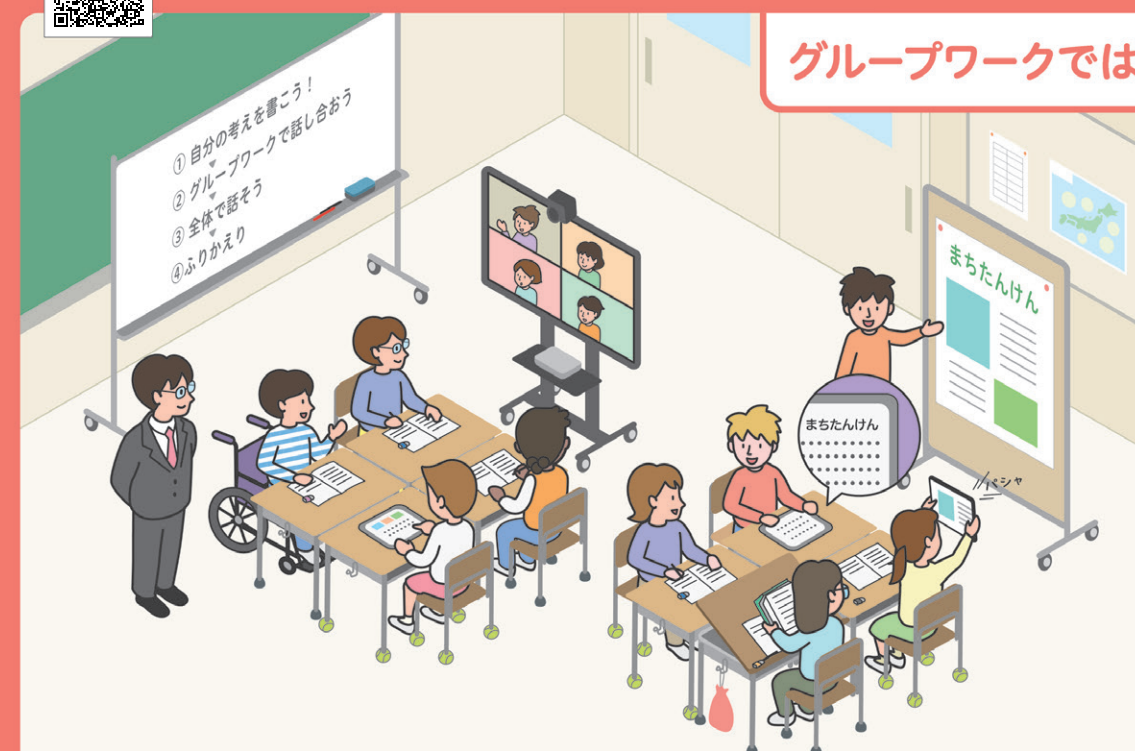
3 とある教室で ちがうことは 自然なこと

それぞれ自分にあった方法で
勉強しているね



◀ 最後に見てね

グループワークでは



留意点

● 児童の心身機能のみに焦点を当てないように気を付けてください。

● 周囲が、心身機能の障害がある児童の「できないこと」を知って、短絡的に「できないから助けてあげよう」や「受け入れてあげましょう」ということではなく、「どのような工夫があれば一緒に学べるのか」を本人とともに考える姿勢を持つことが大切です。

● 一人ひとりに合った工夫は、特別なことではなく、「全ての児童(自分たち)にも必要なこと」であると気づくことが大切です。

このことにより心身機能に障害があってもなくても同じスタートラインに立つことができ、そこから能力を伸ばしたり、もっとできることを増やしたりしていきます。周囲の児童が「特別扱いをされているずるいやつ」という目で見ることがないように、「同じスタート地点に立つための環境整備」であることを、意識して導いてください。

それぞれの児童に合った環境

- 1 イヤーマフを使用することで、自分に必要な音を聞きやすくしている。
- 2 タブレットの読み上げ機能を視覚情報と併用することで、内容を理解している。
- 3 からだに合わせた車いす利用のままで、使いやすい机が用意されている。
- 4 ギブス使用の状況に合わせた足置きが用意されている。
- 5 見え方に合わせて点字の本が用意されている。
- 6 遮へい板を使用することで、周囲からの刺激を遮ることができる。
- 7 キーボード入力を使うことで、筆記の苦手をカバーできる。



全員が配慮を受けている教室内の環境設定にも焦点をあてる

8 先の見通しがつきやすくなる

- 掃除当番の順番を視覚化し提示している
- 時間割を提示している
- 声の大きさを棒グラフで視覚化している

※情報量が多いと、必要な情報が分からなくなる児童もいることを考慮する必要があります。

- 机と椅子に切れ目を入れたテニスボールや防音キャップなどを装着することで、移動時に音を鳴らさず、床を傷つけません。

※テニスボールに対して、アレルギー体質の児童がいることも考慮する必要があります。

それぞれの児童に合った環境（グループワーク）

- 1 リモート受講の環境整備で、病院や自宅等どこからでも授業に参加できる。
- 2 同時翻訳アプリを使うことで、討議に参加できる。
- 3 タブレットの写真機能で、板書の筆記が難しいことをカバーできる。
- 4 机の角度を変えることで、読み書きしやすくなる。

お子さんと話してみよう

横浜市では、エレベーターを設け、段差をなくすなどといったハードのバリアフリーと、人の多様性を尊重し、偏見をなくすソフトのバリアフリーとが一体となった「福祉のまちづくり」を推進しています。

このパンフレットは、誰もが安心して暮らせる「まち」を目指すために、身近な学校と「まち」のなかに存在する障壁（バリア）について理解を深め、それは他人事ではなく、自分たちの生活の中にもあることに気づいていただけるよう、作成いたしました。

まちのなかでは、ハードのバリアフリーは進められてきましたが、様々な人たちが、お互いを認め合う（大切にする）気持ちがないことで、思い込みや偏見による差別という大きなバリアを無意識に作り出してしまうこともあります。

身近な家庭や学校生活、まちなかで、自分たちが直面している困りごとに対して、どんなバリアがあるのか、みんなで気づき、バリアをなくすために、皆さんそれぞれの立場で行動できることについて、お互いに話し合い、考えて頂ければ幸いです。

こまっている
人がいたら、
自分ができ
ることを
したいなー。

でもどうや
って手伝
ったらいい
のか、わ
かんない
ときある
よね。

知らなく
ても「ど
うしたら
いいです
か」と
聞いて
みると
いいん
じゃない
？



参考(内閣官房HP)
心のバリアフリー
について



参考(国土交通省HP)
こころと社会のバリアフリー
ハンドブック／教師用解説書

福祉のまちづくり啓発リーフレット(小学生向け)

ちがうことは自然なこと

横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
TEL 045-671-2387 FAX 045-664-3622